

千葉県弁護士会京葉支部会報 創刊号

こちら千葉県弁護士会京葉支部です



CONTENTS	会報発行のごあいさつ 京葉支部長 大家浩明 …………… 1
	首都圏弁護士会 支部サミットとは …………… 2
	市民のためのページ Q & A …………… 3
	千葉県弁護士会 京葉支部について …………… 4

会報発行のごあいさつ

千葉県弁護士会京葉支部
支部長 大家浩明



当京葉支部は千葉県弁護士会の会則・会規で平成11年7月に認められた支部であり、船橋市・市川市・浦安市に法律事務所を開設している約60名の弁護士で構成された団体です。

当支部は本会会則で承認される前の平成8年に事実上設立し、地域密着型の支部を目指して、支部クレジット・サラ金相談センターや成年後見センターの開設・運営、無料相談会実施、各種講師派遣など独自の活動を行って参りましたが、まだまだ皆さんに認知されているとは言い難いのが実状です。

しかも、3市約125万人の市民を管轄する裁判所は、市川簡易裁判所と千葉家庭裁判所市川出張所しかなく、千葉地方裁判所の支部や千葉家庭裁判所の支部がありません。

そこで、本年11月12日（土）午後2時からJR船橋駅前フェイスビル「きららホール」にて、当支部が中心となって「千葉家庭裁判所の支部への昇格、千葉地方裁判所の支部の開設を求めて」というテーマで首都圏弁護士会支部サミットを開催する運びになりました。

この11月までに、当支部では、「市川簡易裁判所と千葉家庭裁判所市川出張所の現状と課題及び地裁支部設置の必要性」を皆様にご説明し、また、合わせて、当京葉支部の活動や会員紹介を行い、市民に身近な司法を実現するために本会報を発行する運びとなりました。

是非ともご一読いただき、市民参加型の会報に致したいと考えておりますので、宜しくお願い致します。

御寄稿もお待ちしております。

首都圏弁護士会支部サミットとは

首都圏の弁護士会には、それぞれ『支部』という組織が存在します。

この支部という組織は、都道府県単位の弁護士会にあって（東京都は三会）、裁判所の管轄を基に、各単位弁護士会で設置するものであり、その地域に応じた活動を行っております。

現在、多くの裁判所においては本庁と支部の間でその取扱事件が異なっており、我々支部に在籍する弁護士の多くは、このままの状況では一般市民の方々に充実した司法サービスを提供できない可能性があると考えております。

（例えば、昨年5月から全国で始まった裁判員裁判については、市川簡易裁判所では取扱われておりません。）

【市川簡易裁判所・千葉家庭裁判所市川出張所地図】

住所：千葉県市川市鬼高2-20-20

（JR総武線各駅停車下総中山駅から徒歩13分）

電話：047-334-3241（市川簡易裁判所）

電話：047-336-3002（千葉家庭裁判所市川出張所）



【市川簡易裁判所・千葉家庭裁判所市川出張所】



「市川の裁判所では
裁判員裁判が
行われていません……」

我々は、本庁と支部の格差を少しでも解消し、一般市民の方々に充実した司法サービスを提供することを目的として支部在籍の弁護士が中心となり、毎年1回『首都圏弁護士会支部サミット』を開催して、地域司法の充実化を広く訴えております。

今月から毎月1回の発行をめどに、『首都圏弁護士会支部サミット』の目的・歴史・成果等を皆様にも深く知って頂きたいと考えております。

11月までよろしくお付き合い下さい。

Q&A

Q 京葉支部とは？

A 京葉支部は、千葉県弁護士会の支部であり、船橋市・市川市・浦安市に法律事務所を開設している約60名の弁護士で構成された団体です。

Q 京葉支部はどのような活動を行っていますか？

A 当支部は、市民の方々が気軽に相談できる地域密着型の支部を目指し、支部クレジット・サラ金相談センターや高齢者支援（遺言・成年後見）センターの運営、無料相談会実施、各種講師派遣など独自の活動を行っています。

【船橋市民まつりに参加（2010年7月24日）】



裁判所の利用に関するアンケートを実施しました。アンケートにご記入いただいた方には、風船をお配りしました。

Q 相談はどのようにすれば受けられるのですか？

A 法律相談センター
●船橋法律相談センター
☎047-437-3634
●市川浦安法律相談センター
☎047-396-6884

までご予約のお電話をお願いいたします。メールや電話でのご相談は受け付けておりません。

Q 相談料はいくらですか？

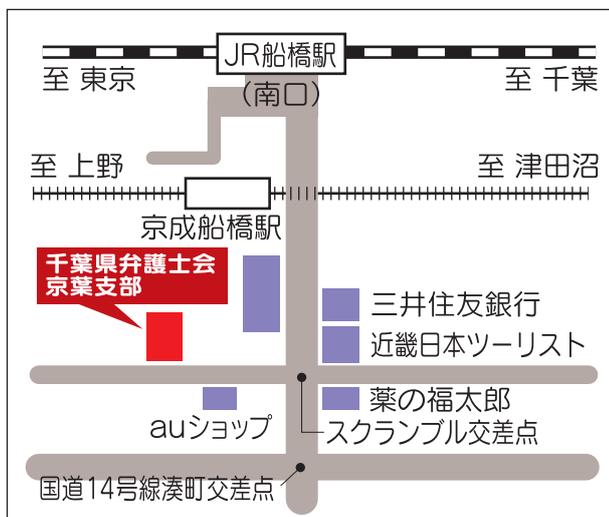
A 下記のとおりとなっております。
〈クレジット・サラ金相談〉
相談料無料（初回30分程度無料）
〈交通事故相談〉
相談料無料（30分無料、月2回）
〈船橋法律相談センター〉
相談料 45分 7,875円
〈市川浦安法律相談センター〉
相談料 30分 5,250円
〈高齢者支援センター〉
（遺言・後見人相談）
相談料 30分 5,250円

【船橋法律相談センター 相談室】



千葉県弁護士会 京葉支部について

案内図



住所：〒273-0005
千葉県船橋市本町1-10-10
船橋商工会議所5階

電話：047-431-7775
FAX：047-437-3607

ホームページ：[弁護士会 京葉支部](#)

アクセス：JR船橋駅より徒歩5分
京成船橋駅より徒歩4分

【船橋商工会議所会報「ハンドシェイクふなばし」2010年10月号で紹介されました】



編集後記

普段の業務で書面を作ることは多いのですが、会報の作成は初めての経験でした。お読み苦しい点はどうぞご容赦下さい。

支部サミット広報部会では、支部サミットや会報などについてのご意見をみなさまから広く募集いたしております。何かお気づきの点などございましたら京葉支部までご遠慮なくご連絡下さい。

また、寄稿も随時受け付けておりますので、こちらもよろしくお願い致します。 編集 大原

発行日：2011年2月15日

発行：千葉県弁護士会京葉支部

〒273-0005 千葉県船橋市本町1-10-10 船橋商工会議所5階

電話：047-431-7775 ホームページ：[弁護士会 京葉支部](#)